　　　　　　　　平成31年４月25日

特殊勤務手当（防疫等作業手当）の改正について（提案）

１　提案理由

　国において、家畜伝染病（豚コレラ）のまん延を防止するために行う家畜のと殺等の作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当（防疫等作業手当）の規定が平成31年３月に改正された。

本府においても国と同様の業務に従事した職員に特殊勤務手当（防疫等作業手当）を支給できるよう、職員の特殊勤務手当に関する条例を改正することとする。

２　改正内容

　　国の取扱いに準じて、特殊勤務手当（防疫等作業手当）の対象業務を追加する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 対象業務 | | 手当額（日額） |
| 防疫等作業手当  （※１） | 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚コレラ（※２）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の業務 | | 380円 |
|  | 著しく危険である業務 （※３）  口蹄疫のまん延を防止するために行う牛のと殺又は豚コレラのまん延を防止するために行う豚のと殺 | 100分の100に相当する額を加算 |

※１　家畜防疫業務手当が支給される職員（家畜保健衛生所に勤務する獣医師）に防疫等作業手当は支給しない。

※２・３　「豚コレラ」及び「著しく危険である業務」については、人事委員会規則において規定

３　実施時期　条例の公布の日

※ 平成31年5月議会に条例改正案を提出予定

４　適用日　平成31年２月６日

※ 平成31年２月６日に本府で確認された豚コレラのまん延の防止のために２の業務に従事した職員に適用する必要があるため。

５　協議期限　平成31年５月22日